



会社は出向者にも時間内組合活動を認めろ！

「出向者の勤務時間中の労働組合活動に関する申し入れ」を提出！

会社は新幹線乗務員に対して「54才原則出向」を再開するとして、7月から新幹線地本の組合員に出向を命じてきましたが、8月24日以降は新幹線地本の他、新幹線関西地本の組合員にも出向打診の面談を行っています。

この中には本部委員長をはじめ、組合役員に就いている組合員が多く含まれています。組合役員が出向に出されることにより、会社で発生している問題点をつかみ取ることができなくなり、組合員の要望に応えることが困難になることは明らかです。こうしたことから「54才原則出向」の再開は、会社がJR東海労の組織破壊を狙ったものであることは間違いありません。

また、今後は組合役員の出向者が団体交渉等の委員や、大会等の構成員として出席する場がこれまで以上に増えてきます。しかし会社は「労働協約」第6条の各号で認められている勤務時間中の労働組合活動について、これまでも出向者に対して認めていません。これは会社が労働協約を遵守していないことであり信義則違反です。

会社が責任を持って出向に出すと言うならば「労働協約」に則り団体交渉や経営協議会等の各委員等が出向先においても必ず出席できるよう、会社が出向先会社に対して勤務手配をするべきです。また大会や委員会、執行委員会等への出席についても会社が出向先会社に対して勤務手配をするべきです。

以上の問題を解決するため、本部は8月27日に『申第8号』を提出しました。

『申第8号』の申し入れ事項

1. 「労働協約」第6条(1)から(4)に定められた団体交渉等の各委員、幹事、関係者及び参考人が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。
2. 「労働協約」第6条(5)及び(6)に定められた労働組合の大会、委員会執行委員会等の構成員や関係者が出向者の場合は、必ず出席できるよう会社が責任を持って出向先会社に勤務手配を行うこと。